

大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

大磯町介護保険条例（平成12年大磯町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項第1号及び第2号中「24,240円」を「26,160円」に改め、同項第3号中「36,360円」を「39,240円」に改め、同項第4号中「48,480円」を「52,320円」に改め、同項第5号中「60,600円」を「65,400円」に改め、同項第6号中「72,720円」を「78,480円」に改め、同項第7号中「84,840円」を「91,560円」に改め、同項第8号中「96,960円」を「104,640円」に改め、同条第2項中「第11条」を「第17条」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に、「前項」を「第1項」に、「43,632円」を「47,040円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、前項の規定にかかわらず、36,600円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料については、なお従前の例による。

平成24年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄